

平成23年度第3回介護保険運営協議会会議録

日時：平成24年2月6日（月） 19：00より

場所：二宮町役場 第1会議室

出席者：介護保険運営協議会委員・地域密着型サービス運営委員会委員：9名

事務局：健康福祉部長・高齢障がい課長・高齢介護班班長・高齢者支援班班長

高齢介護班員：4名・高齢者支援班員：1名

第5期介護保険事業計画の改定作業委託業者：1名

傍聴者：1名

傍聴者の承認

1. 開会

2 あいさつ

会長あいさつ

3. 議題

① 二宮町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画について

事務局より内容説明（1,素案の意見募集 2,介護保険料 3,国の法改正の反映）

（事務局）第5期介護保険事業計画について平成24年1月10日から1月27日までご意見を募集させていただきました。計画の素案につきましてはホームページに掲載した他、庁内、保健センター・ITふれあい館・ラディアン・サービスプラザに印刷物を置かせていただきましたがご意見は1件もいただいておりません。

（事務局）保険料について説明

（委員）1段階から7段階までの基準額の倍率というのはどのように決まっているのですか。

(事務局) 第1段階から第6段階は介護保険法で標準値が示されており、二宮町はそれに準じています。それ以外の第7段階と第3段階・第4段階の特例は市町村独自で設定しています。保険者によってはもっと細かく分けている市町村もあります。

(委員) 基金をこれだけ取り崩しても今後は大丈夫ですか。

(事務局) 準備基金は全体から見ると7割程度を見込んでおりますので、多少の計画値をオーバーした分については大丈夫かと思えます。

(会長) 他にご意見ありますでしょうか。では、運営協議会の意見としてはこれで承認ということによろしいでしょうか。

(事務局) 本日運営協議会でご意見をいただいたということで議会に上程させていただきたいと思えます。

(事務局) 続きまして、介護保険法の改正した部分を二宮町の事業計画のどの部分に反映させたか内容説明を委託業者よりさせていただきます。

(業者) 介護保険法改正と素案該当箇所について説明

(事務局) 新たなサービスの対応について補足説明

(会長) 何かご意見よろしいでしょうか。第5期計画案では24時間対応のサービスを実施しないとなっておりますが、中郡医師会としてチームを作って在宅の方に24時間対応のサービスをしていこうとしています。

(委員) 実際、24時間対応のサービスの要請はあるのですか。

(事務局) あまり声は上がってきてはいません。事業所の方にもそこまでの要望は無いという話は伺っております。ただ、小規模多機能事業所を利用している方は夜のベッドに入るまでの支度をされている方もいらっしゃいます。

(会長) 他にご意見ありますでしょうか。では、これで第5期介護保険事業計画について第3回介護保険運営協議会を終了したいと思います。事務局のほうから何かありますでしょうか。

(事務局) 国の方も施設から在宅へということで在宅に対しての24時間の定期巡回のサービス等色々作ってくるのですが、なかなかそのサービスに乗りきれないような状況があります。今度の介護報酬の改定をみましてもそういった部分を厚くしているのです。介護保険料につきましては今日ご意見をいただいたということで、案という形で議会の方に提出させていただきたいと思います。また、後ほど県から各市町村の介護保険料が出てくるとは思いますが、伸び率では二宮町は低い方ではないかと思えます。横浜あたりはもう公表しておりますが、基準額が5,000円を超えていたりするような所もありますが、保険料について町は努力して抑えさせていただいております。あともう一点が、こちらの運営協議会ですけれども、今まで要綱で運営させていただいておりましたが、条例の中に入れさせていただくということを考えております。条例の中に位置づけ、委員さんは町の非常勤特別職ということでお願いをしたいと思います。委員さんの任期ですが、今まで平成23年4月から2年間ということで委嘱状を出させていただいておりますが、条例改正で平成24年の4月から3年ということになります。できましたら引き続き3年間お願いしたいと思います。条例改正につきましては以上です。第5期介護保険事業計画につきましてはこれから県と協議に入り県から修正が入る可能性もありますが、こちらの協議会を開催することはできませんので、万が一修正がありましたら修正後のものを製本させていただき、修正した部分分かるように委員の皆様へ送付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。事務局の方からは以上です。

(会長) では、第3回介護保険運営協議会は以上をもちまして終了とさせていただきます。